

【2-01】 60歳からもらえる年金

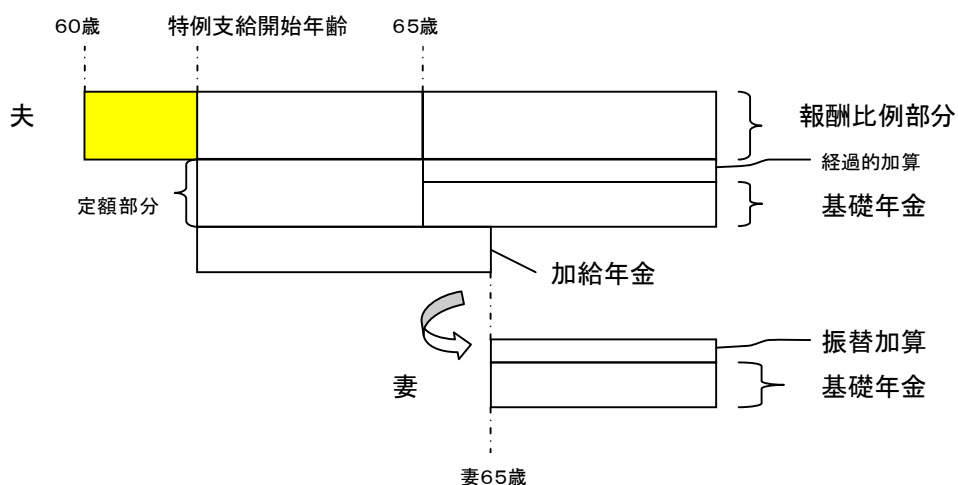
<問題パターン>

〇〇さんが、60歳から受給する年金の額として、正しいものはどれか

<意味>

60歳から受け取る年金額を問う問題は、「報酬比例部分」(ホウシュウヒレイブun)の額を計算するものです。

<イメージ>



<計算式>…問題文に記載されています

$$\text{報酬比例部分} = ((\text{ア}) + (\text{イ})) \times 1.031 \times 0.988 \quad \dots \text{【計算式No. 1】}$$

(ア) H15/3までの被保険者期間分の額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \text{給付乗率} \times \text{H15/3までの被保険者期間の月数}$$

(イ) H15/4以降の被保険者期間分の額

$$\text{平均標準報酬額} \times \text{給付乗率} \times \text{H15/4以降の被保険者期間の月数}$$

<ポイント解説>

公的年金額の計算問題で、典型的なパターンは、厚生年金加入の夫婦の年金額についてポイント

トごとに出題されるもので、問題の流れがほぼ決まっています。

必ず『年金の経過措置一覧表』が掲載されるので、表の内容は過去問でしっかり把握しておき、本番ではさっと目を通すだけ、という感じにしておくのが理想です。

まず『年金の経過措置一覧表』で定額部分の支給が始まる特例支給開始年齢を確認しましょう。

60歳から受給できる年金額が定額部分も含めた年金(特別支給の老齢厚生年金)となるのか、報酬比例部分だけの年金(部分年金とも言います)なのかを判断します。

昭和16年(女子は昭和21年)4月2日以降に生まれた人から、60歳からの年金は報酬比例部分のみとなっています。

「60歳から受給する…」ときたら、多くはこの報酬比例部分の年金額を求めるパターンです。

問題文の中に計算式が載っていることが多く、計算式そのものを暗記する必要はありません。何を求めるための計算式なのか、ぱっと見てわかるようにしておけば充分です。

年金額の計算は、平成15年3月以前の月額給与をベース(平均標準報酬月額)とする期間と、ボーナスも含めた年収の月平均をベース(平均標準報酬額)とする期間とに分けて計算します。

また、問題文には「5%適正化の新方式ではなく、従前方式で計算すること」というコメントがつけます。これは、『年金の経過措置一覧表』記載の報酬比例部分の乗率で、「改正前」の高い乗率を使うという指示のコメントです。

被保険者期間の月数を計算するところは慎重に。ここを間違えると後の問題にも響きます。月数カウントで注意する点は以下のとおり。

- ①「入社した日を含む月」から被保険者期間をカウントする
- ②「退職した日の翌日が含まれる月の前月」までが被保険者期間となる

年金額の端数処理は、計算の途中で生じる円未満の端数を四捨五入し、最後に求める年金額のところで100円未満四捨五入します。

ここで計算した「被保険者期間の月数」と「報酬比例部分の年金額」は、後の問題で使うことが多いので、メモしておく、時間の短縮になります。

【2-02】 特別支給の老齢厚生年金

<問題パターン>

〇〇さんが受け取る、特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか

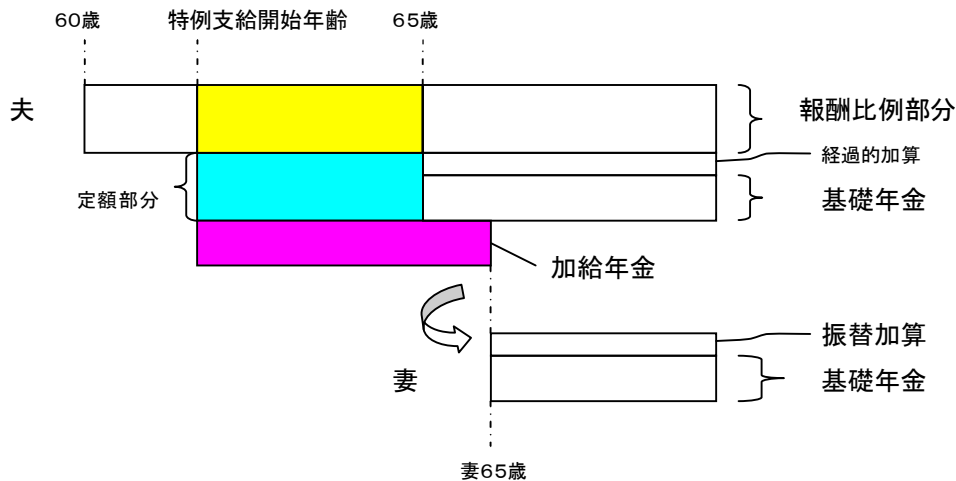
<意味>

「特別支給の老齢厚生年金」(トクベツシキウのロウレイコウセイネンキン)と言ったら、報酬比例部分の年金額に加え、**定額部分**の支給が始まった年金額を計算します。(定額部分の支給開始から65歳までが特別支給の老齢厚生年金です)

特別支給の老齢厚生年金が開始する年齢を**特例支給開始年齢**といいます。

定額部分の支給が始まると、一定の条件を満たせば**加給年金**も支給になります。

<イメージ>



<計算式>…問題文に記載されています

報酬比例部分=「60歳からの年金額計算」に同じ

…【計算式No. 1】参照

定額部分=1,676円×定額部分の単価乗率×被保険者期間の月数×0.988

…【計算式No. 2】

加給年金=問題文に出ているか、算出できるケースが多い。

<ポイント解説>

年金は年齢が経過するにつれ名前が変わったり、額が変化したりしていきます。全体の変化を把握するため、どの部分の年金額を聞いてきているのか、図を描いて確認すると間違いが少なくなります。

定額部分の単価乗率を生年月日と『年金の経過措置一覧表』で確認します。

定額部分を算出する際の被保険者月数には444月という上限がありましたが、17年4月からは、昭和19年4月2日生まれ以降の人について、生年月日により上限が引き上げられています。

昭和19年4月2日～20年4月1日	456ヶ月
昭和20年4月2日～21年4月1日	468ヶ月
昭和21年4月2日～	480ヶ月

厚生年金の加入期間が20年以上(中高齢の特例者は15年～19年)場合、定額部分の支給開始とともに支給される**加給年金**を忘れないこと。

加給年金は、世帯で見た場合の家族手当。配偶者や子がいる場合につきます。

配偶者加給年金はその配偶者(年収850万円未満の配偶者)が65歳になったときに打ち切り。子の場合は18歳になって最初に到来する3月末までです。

夫婦お互いに加給年金額が加算される年金を受給する場合、配偶者が老齢厚生年金、障害厚生年金、障害基礎年金等を受ける間は支給されません。

【2-03】 65歳からの老齢厚生年金

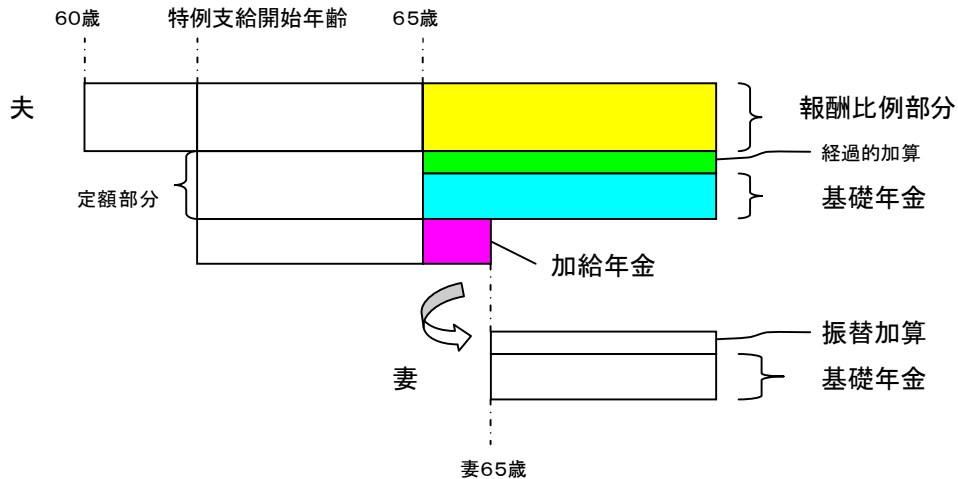
<問題パターン>

夫〇〇さんの65歳以降の年金額はいくらか

<意味>

65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は、「報酬比例部分」が「**老齢厚生年金**」と名前を変え、「定額部分」は「**老齢基礎年金**」と「**経過的加算**」に変わります。

<イメージ>



<計算式>・・・問題文に掲載されています

- 続きは、無料メール相談が付いた、CFP 試験「年金計算問題攻略ブック」をご購入ください。
 次回の試験で「ライフプランニング・リタイアメントプランニング」を確実に合格したいと思っている方は、手元に置いておいて損はありません。これを繰り返してマスターすることにより、少なくとも見積もって6点以上(=3問相当)の本番得点力アップが期待できます。